

医療崩壊を防ぐ 今が正念場

※2月20日時点の制作です



移動中も感染予防は忘れずに

12月12日、県は「福岡コロナ警報」を発令しました。感染者が増え続け、病床稼働率が上昇するなどしたためです。医療崩壊は、感染症対策に支障が出るだけでなく、必要な人に医療が提供できなくなる恐れもあります。一人一人の感染予防が、自分と大切な人を守ります。

できていますか、感染予防

新型コロナウイルスは、咳やくしゃみで鼻や口から出た飛沫を吸い込んだり、ウイルスが付いた手指で、目、鼻、口の粘膜に触れたりすることで感染します。当たり前のようによっている手洗いやマスク着用などの感染予防も、正しく理解して実行できているか、今一度確認をしましょう。

①外出後はすぐに手洗い

ウイルスが手指に付着したまま自宅や職場に入ると、ドアノブや手すりにウイルスが付着するので、まずは手洗いを。調理や食事をする前にも、手洗

いを忘れずに。

②マスク着用と咳エチケット

マスクは鼻と口の両方を確実に覆い、隙間がないようにする。マスクをしていないときに、咳やくしゃみをする場合は、ティッシュカバー、ハンカチ、洋服の袖で鼻や口を覆う。

③密閉・密集・密接を避ける

換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に大人数が集まることを避ける。

④寒くても換気し適度な湿度で

室温が下がらない範囲で、窓を開け空気の通り道を作る。窓は、対角線上に開けるとより効果的。乾燥しやすい室内では、加湿器などを使い50％～60％の湿度を保つ。

◎保健予防課 (☎0942・30・9730、FAX0942・30・9833)

市ホームページ「新型コロナウイルスに関する情報」へ詳しくはQRコード

令和2年12月補正予算

新型コロナウイルス対策を継続

12月17日の市議会で、新型コロナウイルス対策などの補正予算が可決されました。全36事業で補正総額は約16億円です。これまでの補正を含め、市の一般会計の予算総額は約1773億円になります。

【高齢者・保育施設などの従事者へPCR検査実施】

高齢者施設や学校などで感染者が発生すると、集団感染につながります。重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある人への感

【検査増加に対応】

冬は、新型コロナウイルスに限らず、ウイルスの感染リスクが高くなるため、発熱患者が多くなることとが予想されます。その結果、新型コロナウイルス検査の件数が大幅に増える見込みです。検査は保険適用されますが、患者負担分は公費で対応しています。検査の増加にも対応し、新型コロナウイルス対策に引き続き取り組みます。

感染対策を実施しています。消毒や手洗いなどの他に、子どもたちの学びを支援するために必要な備品などの購入費用を支援します。

【ひとり親世帯を継続支援】

新型コロナウイルスにより事業所の休業などで収入が減ったり、子育ての負担が続いたりしているひとり親世帯に、臨時特別給付金を再支給します。基本給付額は1世帯5万円、第2子以降、1人につき3万円加算されます。前回、受給している人は申請不要。受給していない人は再支給分と併せて申請できます。

◎保健予防課 (☎0942・30・9730、FAX0942・30・9833)

【学校の感染防止対策支援】

コロナ禍でも子どもたちの学習環境を維持するため、学校は

市ホームページ「令和2年度補正予算」へ詳しくはQRコード

年末年始も相談できます

発熱や息苦しいなどの症状がある場合は電話で相談をしてください。24時間、土曜・日曜・祝日も対応しています。

市新型コロナウイルス相談センター
☎ 0942・30・9335
FAX 0942・30・9833

医療従事者の皆さんに感謝

新型コロナウイルスの治療に当たる医師や看護師の皆さんは、最前線で未知のウイルスと立ち向かっています。自分や家族の感染リスクという大きなプレッシャーの中、私たちの命を救うために、昼夜を問わず頑張っています。感謝の気持ちで応援を。

POINT 会食を楽しむためにも対策はしっかりと

成人式や新年会などでは、多くの人が集まってお酒を飲み交わす機会が多くなります。「食べるころ」「話すところ」は、感染リスクが高まることを忘れないでください。一人一人の感染予防の徹底が必要です。

【感染リスクを下げるためには】

- ①飲酒は、少人数・短時間で、なるべく普段一緒にいる人と。深酒やはしご酒は控えて適度な酒量を心掛ける
- ②箸やコップは一人一つで。使い回さない
- ③席は、正面や真横を避けて斜め向かいに座る
- ④食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスクを着用する
- ⑤換気を適切に行っているなどの工夫をしている、ガイドラインを順守した店を選ぶ
- ⑥体調が悪い人は参加しない

ひとり親世帯給付金 支給対象か確認を

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請をしていない人は、手続きが必要です。申請締切は1月29日(金)です。再支給分も併せて申請できます。

児童扶養手当を受給していない人でも、下記のいずれかに該当する人は条件を満たす場合があります。詳しくは問い合わせ先に連絡してください。

【基本給付】

■対象①公的年金を受給していて、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された人、または児童扶養手当の認定を受けていない人 ②6月以降にひとり親などになり、新型コロナウイルスの影響により収入が減

少しした人。①②共に収入が児童扶養手当の受給要件を満たす水準のみ

■給付額 1世帯5万円。第2子以降、1人につき3万円加算

【追加給付】

■対象基本給付の①に該当する人で、収入が減少した人は追加給付が受けられます

■給付額 1世帯5万円

◎家庭子ども相談課 (☎0942・30・9066、FAX0942・30・9718)

市ホームページ「ひとり親世帯臨時特別給付金基本給付の再支給」へ

